

令和2年度(2020年度)

中小・小規模事業者感染予防対策等 緊急支援事業費補助金の 手引き

令和2年(2020年)6月

経済部地域経済局中小企業課

お問い合わせ・ご相談は、

北海道経済部地域経済局中小企業課 商業振興係

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5341

FAX 011-232-8127

目 次

I	補助事業の概要		
1	目的	1
2	補助対象者	//
3	補助対象事業	//
4	補助対象外経費	2
5	補助限度額・補助率・補助期間	//
II	補助事業の募集等	2
III	申請等の流れ		
1	補助金交付申請	3
2	事業の変更、中止など	//
3	補助金の額の確定	4
4	補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告について	//
IV	補助事業者への指導		
1	適正な執行（補助金返還）	4
2	帳簿等の記録、管理、保管	//
3	消費税等及び振込手数料の取扱い	//
4	設備などの購入について	5
○	問い合わせ先及び提出先	6
○	別記1号様式（決定前事前着手）	7
○	別記2号様式（市町村推薦書）	8

I 補助事業の概要

1 目的

本事業は、地域の商店街等が実施する新型コロナウイルス感染予防対策や消費促進の取組、3密防止の取組に要する経費の一部を補助することにより、本道における感染抑制と地域商業活性化の促進を図ることを目的としています。

2 補助対象者

対象者は以下のとおりです。

- (1) 商店街を構成する団体のうち法人格を有する商店街組織
- (2) 商工会、商工会議所を中心とした団体
※ 原則として商工会、商工会議所と複数の事業者等で構成する団体としますが、団体の組成ができない等の場合は商工会、商工会議所が単独で補助対象者となることを認めます。
- (3) 同一の市町村内の複数の事業者等で構成する団体。ただし、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者としてします。
※ 事業者とは、「中小企業団体の組織に関する法律（昭和第32年法律第185号）」第5条に定める中小企業者としてします。

3 補助対象事業

補助対象者が実施する次の事業を補助対象とします。

(1) 感染拡大防止・消費促進支援事業

- 補助対象者が構成員等へ配布する衛生用品・清掃用具、感染防止のための消耗品
- 補助対象者が消費者に注意を促すための広報物の作成・広告経費
- 補助対象者が感染防止拡大のため、第三者に委託する経費
- 補助対象者が企画・実施するテイクアウト、デリバリー等の巣ごもり消費に対応した販売促進に係る経費
- 補助対象者が発行する商品券、クーポン等に係る印刷、発送、広告に係る経費
- 補助対象者が販売促進のために実施するイベント開催等に係る経費
(開催要件：回復期において実施することとし、感染症拡大防止に配慮すること)

(補助事業の具体例)

- ・マスク、消毒液、体温計、除菌マット、手袋等の購入
- ・チラシ、ポスター、フラッグ、のぼり、ステッカー、横断幕等の広報物作成経費
- ・作成した広報物の掲出、広告、HP更新等に係る経費
- ・ビニールカーテン、簡易パーテーション、小型サーキュレーター等の感染防止のための消耗品購入（取得価格2万円未満）
- ・誘導シール、カラーコーン、ベルトパーテーション等のソーシャルディスタンス確保のための消耗品購入（取得価格2万円未満）
- ・商店街内の消毒、アナウンステープ作成などの委託費
- ・補助対象者が運営する共同施設（コミュニティスペース、アンテナショップ等）におけるサーキュレーター、空気清浄機、パーテーション等、3密を防ぐための備品経費、賃借料（取得価格2万円以上）
- ・補助対象者が管理し、次亜塩素酸水生成器等、広く構成員が利用することができる感染防止のための備品の購入経費・賃借料（取得価格2万円以上）
- ・容器、はし類、包み紙、手提げ袋、おてふき、ナイロン手袋、クーラーボックス等（取得価格2万円未満）の購入経費
- ・販売促進のためのチラシ、ポスター、のぼり等の作成経費
- ・雑誌、フリーペーパー等の掲載や新聞折り込み、Web掲載等の広告宣伝費
- ・宅配業務等の委託料

(2) 共用施設等整備事業

○補助対象者が運営する共同施設における3密を防ぐための施設整備費

(補助事業の具体例)

- ・コミュニティスペース、アンテナショップ等の共同施設における窓や換気扇設置等の施設整備

4 補助対象外経費

- ・クーポン・商品券等の割引に係る経費やプレミアム部分の経費
- ・補助対象者の事務所の整備費
- ・補助対象者の構成員店舗の修繕費、備品購入（取得単価2万円以上）
- ・人件費・家賃等の固定経費
- ・事業者等への損失補てん
- ・借り入れに伴う支払い利息
- ・貸付金・保証金
- ・不動産購入費
- ・車両購入費
- ・飲食、接待費

5 補助限度額・補助率・補助期間

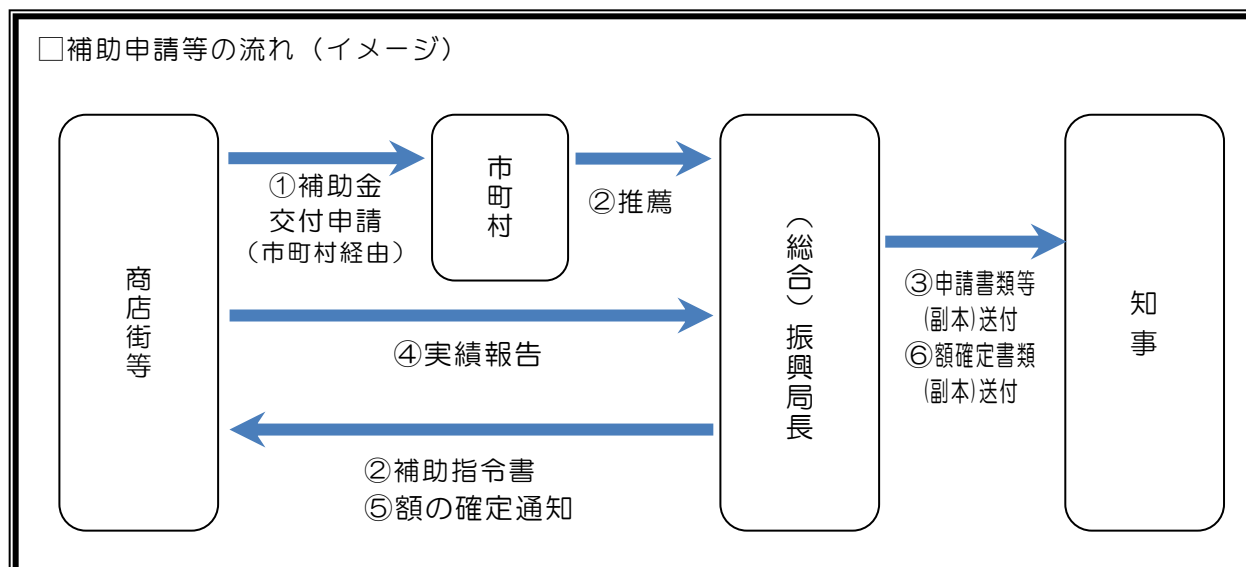
- 補助限度額 100万円以内
 - ※ 実施主体がIの2の(3)で定める団体の場合は、構成する事業者1者あたり10万円を上限とします。
 - ※ 同一事業者の重複受領は認めません。
- 補助率 3/4以内
 - ※ 補助申請総額が予算額を上回る場合は補助率を調整し交付決定します。
- 事業実施期間 令和2年(2020年)4月1日～令和3年(2021年)2月26日
 - ※ 交付決定以前に着手した事業を対象とする場合は指令前着手の届出が必要です。(ただし、交付決定前に事業が完了している場合は対象外です。また、新たに団体を構成する場合は、設立日以降に実施する事業が対象です。)

II 補助事業の募集等

○スケジュール(予定)

- (1)募集 令和2年(2020年)6月1日(月)～7月10日(金) ※(総合)振興局必着
- (2)交付決定 令和2年(2020年)7月下旬(予定)

III 補助申請等の流れ



1 補助金等交付申請【提出部数：正本1部、副本1部】

申請者は、市町村の推薦書を受けた上で期日までに（総合）振興局に補助金等交付申請書を提出してください。

内容審査の上、後日、補助指令書を送付します。

○提出先・問い合わせ先は次のとおりです。

提出及び問い合わせ	申請者の所在市町村を所管する 各総合振興局・振興局 産業振興部商工労働観光課 ※連絡先は6ページをご覧ください。
問い合わせ	道庁経済部地域経済局中小企業課商業振興係（道庁8階） 電話 011-204-5341

＜提出書類＞

- ① 経済第1号様式 補助金等交付申請書
- ② 経済第2号様式 事業計画書
- ③ 経済第7号様式 補助金等交付申請額算出調書
- ④ 経済第10号様式 経費の配分調書
- ⑤ 経済第11号様式 事業予算書
- ⑥ 経済第23号様式 資金収支計画書
- ⑦ その他総合振興局長等が必要と認める書類等
 - ・別記1号様式 指令前着手届（交付決定前に着手する場合）
 - ・別記2号様式 市町村推薦書
 - ・組織の概要が分かる書類
 - ◇ 組織の名称
 - ◇ 団体としての事業目的
 - ◇ 事業参加者名簿
 - ◇ 構成員名簿
 - ◇ 構成員の役割分担
 - ◇ 取得財産の所有及び管理
 - ◇ その他事業計画に係る参考資料

＜交付決定前事前着手＞

- ◇ 補助事業の着手は、知事の交付決定後以後を原則としますが、「感染予防対策や消費促進の取組を速やかに対応する必要があり、交付決定を待っていたのでは事業実施の適期を失する」場合に限り、届出により交付決定前の着手（指令前着手）を認めることができることとします。
- ◇ その場合も、令和2年(2020年)4月1日以降に着手したものに限り、
※ **工事請負を要する事業**については、工事予定書や工事に係る図面案など、参考となる資料がありましたら、添付してください。

2 事業の変更、中止など（必要が生じた場合）【提出部数：正本1部、副本1部】

補助金の交付決定後、次のような事態が生じた場合には、速やかに振興局まで相談してください。

報告しなかった場合は、補助金の交付決定を取り消す場合がありますので、ご留意願います。

＜提出書類＞

- ① 補助事業の内容又は経費を変更する場合
経済第12号様式 補助事業等変更承認申請書
- ② 補助事業を中止し又は廃止する場合
経済第14号様式 補助事業等中止（廃止）承認申請書
- ③ 補助事業が予定期間内に完了しない等場合

- 経済第15号様式 補助事業等執行遅延（不能）報告書
- ④ 工事が完成した場合（工事請負を要する事業に限る）
経済第18号様式 工事完成届
- ※ 完成図面、引渡書等工事の内容がわかる書類を添付。

3 補助金の額の確定【提出部数：正1部、副1部】

実績報告は、原則として当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30日以内又は令和3年3月5日までのうち、いずれか早い日までに提出してください。
(概算払いは行いません。)

《提出書類》

- ① 経済第19号様式 補助事業等実績報告書
- ② 経済第2号様式 事業実績書
- ③ 経済第20号様式 補助金等精算書
- ④ 経済第22号様式 事業精算書
- ⑤ 処分制限財産の台帳の写し（取得財産がある場合、様式任意）
- ⑥ その他総合振興局長又は振興局長が別に指示する書類
 - ・支払済み証拠書類（会計伝票等）の写し
 - ・その他、事業の実施内容を確認できる書類（報告書、写真等）

4 補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告について【提出部数：正本1部、副本1部】

額の確定の日の翌年6月30日までに、報告書の提出をお願いいたします。

《提出書類》

- ① 別記様式
- ② 別記様式別紙（補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳）

※ 補助対象経費に消費税等仕入控除税額を含めていない場合も提出が必要ですので、ご留意願います。

※ 非課税事業者・簡易化税制度適用事業者である場合は、それを明らかにする書類を添付してください。

IV 補助事業実施にあたっての留意事項

1 適正な執行（補助金返還）

この補助制度の利用にあたっては、国の地方創生臨時交付金を活用することから、適正な事業執行、会計処理を行わなければなりません。

不正な行為が行われた場合は、補助金を返還いただくことになります。

また、国の会計検査院による実施検査がある場合もあります。

2 帳簿等の記録、管理、保管

補助事業の経費の収支を明確にするため、補助事業専用の帳簿（補助簿）や預金通帳等を用意するなど一般の経理と分離して整理・処理してください。

また、補助事業に係る経理について、事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了後5年間（処分制限財産を有する場合は当該処分制限期間を経過するまで）保存してください。

【証拠書類の例】 見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、仕様書、注文書、通帳等

3 消費税等及び振込手数料の取扱い

課税事業者で、消費税等仕入控除税額がある場合は、その金額が明らかな場合、これを補助金額から減じて申請してください。

ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではありません。

また、対象経費の支払いに係る振込手数料は対象とします。
(対象外経費に係る振込手数料は対象外とします)

4 設備などの購入について

事業の実施に必要な設備などの購入については、次のような制約があるので、ご留意願います。

≪取得財産の管理及び処分≫

補助事業により取得もしくは効用の増加した財産については、「処分制限財産台帳」を設け、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運営を図ってください。

また、補助目的に反した使用、あるいは譲渡、交換、貸し付け、担保に供しようとする時は、あらかじめ（総合）振興局の承認を受けなければならないので、ご注意ください。

○問い合わせ先

	問い合わせ先・電話/FAX 番号	郵便番号・所在地
北海道庁	経済部地域経済局中小企業課 商業振興係 電話 011-204-5341 FAX 011-232-8127	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

○提出先・問い合わせ先

総合振興局 又は振興局	提出先及び問い合わせ先 電話/FAX 番号	郵便番号・所在地
空知	産業振興部 商工労働観光課 電話 0126-20-0061 FAX 0126-25-9712	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
石狩	産業振興部 商工労働観光課 電話 011-204-5827 FAX 011-232-1950	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
後志	産業振興部 商工労働観光課 電話 0136-23-1362 FAX 0136-22-0901	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目
胆振	産業振興部 商工労働観光課 電話 0143-24-9590 FAX 0143-24-4796	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高	産業振興部 商工労働観光課 電話 0146-22-9282 FAX 0146-22-7517	〒057-8558 浦河町栄丘東通56号
渡島	産業振興部 商工労働観光課 電話 0138-47-9459 FAX 0138-47-9207	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
檜山	産業振興部 商工労働観光課 電話 0139-52-6641 FAX 0139-52-0569	〒043-8558 江差町字陣屋町336番地3
上川	産業振興部 商工労働観光課 電話 0166-46-5944 FAX 0166-46-5208	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
留萌	産業振興部 商工労働観光課 電話 0164-42-8440 FAX 0164-42-1937	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2
宗谷	産業振興部 商工労働観光課 電話 0162-33-2528 FAX 0162-33-2629	〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
オホーツク	産業振興部 商工労働観光課 電話 0152-41-0636 FAX 0152-44-3184	〒093-8585 網走市北7条西3丁目
十勝	産業振興部 商工労働観光課 電話 0155-27-8537 FAX 0155-25-7756	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
釧路	産業振興部 商工労働観光課 電話 0154-43-9181 FAX 0154-41-0967	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
根室	産業振興部 商工労働観光課 電話 0153-24-5619 FAX 0153-23-6223	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

(別記1号様式)

年 月 日

(総合) 振興局長 様

届出者 住 所

氏 名 法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名

中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金の交付決定前事前着
手について

別記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたい（しています）ので、届出します。

記

- 1 補助事業名

- 2 事業実施主体

- 3 事業（事務）の着手及び完了の予定期日
着 手 令和 年 月 日
完 了 令和 年 月 日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由等によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。
- 3 当該事業の着手から交付決定を受ける期間内は、当該事業の計画変更は行いません。

(別記2号様式)

年 月 日

(総合) 振興局長 殿

市町村名
代表者名

印

中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業補助金 市町村推薦書

中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業補助金について下記の申請者を推薦します。

記

(推薦する申請者・事業)

団体名	
代表者名	
所在地	
事業概要	
推薦理由	

(市町村担当者連絡先)

所属・氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

